

第5章 景観形成の推進施策

第5章では、生駒らしい景観づくりを推進するために市が取り組む施策を示します。

1. 景観形成を推進するための 施策の枠組み

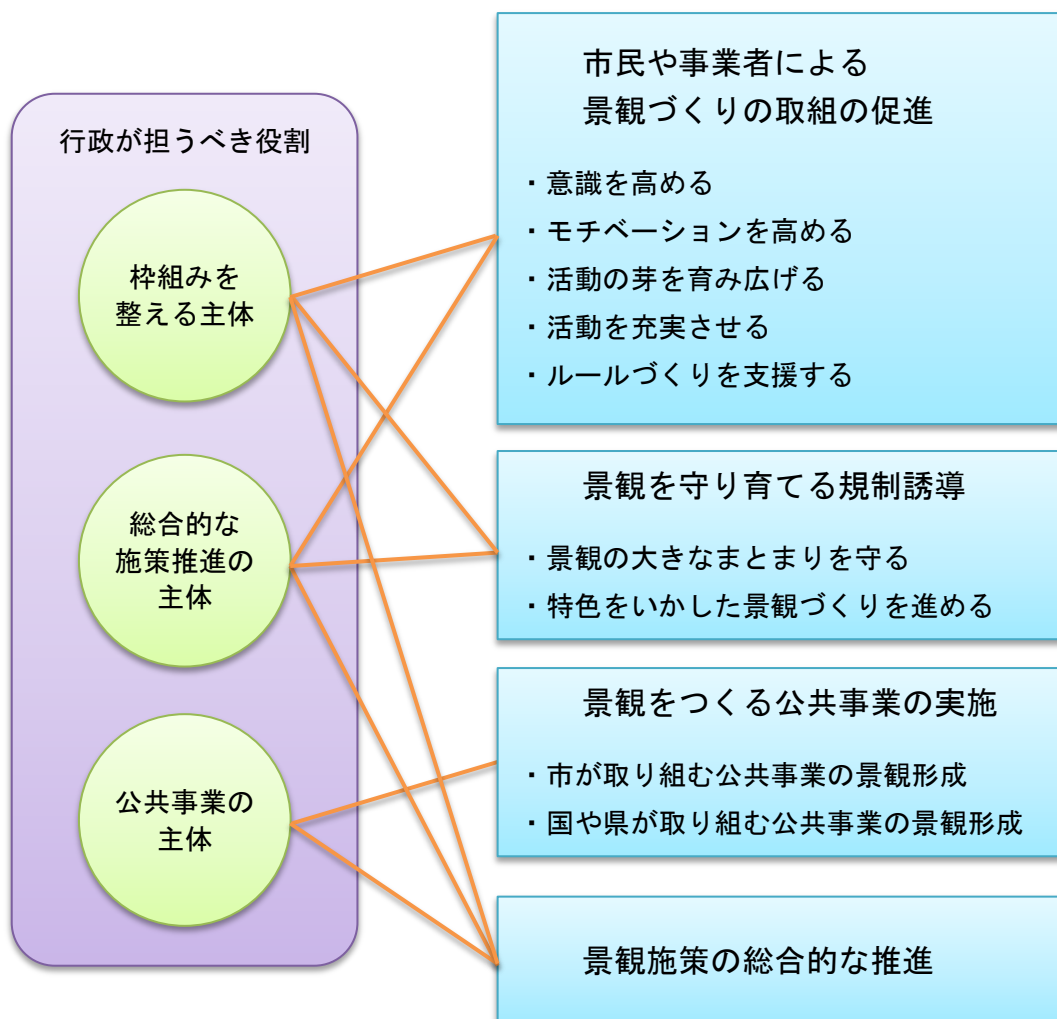
景観形成における行政の役割を果たしていくため、景観形成を推進するための施策に取り組んでいきます。

まず、生駒らしい景観を守りつっていくためには、一人一人が生駒の景観を意識し、生駒らしい景観の形成に向けて取り組んでいくことが重要です。そのため、市民や事業者の取組を促進するための施策を推進します。

また、景観の保全や育成を目指して規制誘導を行っていくため、各種の法制度を活用した規制誘導の仕組みをつくります。

さらに、公共事業の主体としての役割を果たすため、公共事業における景観づくりの取組を進めます。

こうした景観施策は、様々な関連分野と連携しながら総合的に推進していきます。



2. 市民や事業者による

景観づくりの取組の促進

景観づくりは市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて取組を進めていくことが必要です。市は、市民や事業者による景観づくりの取組を促進するため、意識やモチベーションを高めるとともに、活動を育み、支援していきます。

(1) 意識を高める

景観づくりの理念を共有し、生駒らしい景観の特性を認識した上で景観づくりを進めていくためには、まず、一人一人が景観に対して関心を持ち、身近にできる小さなことから取組への一歩を踏み出していくことが必要です。

そのために、市民・事業者、また行政職員が景観に対する関心を高めることができるよう、様々な機会をとらえて働きかけを行います。

一方、最近では市民が楽しみながら、また事業者が社会貢献として景観づくりに関連する活動に取り組む事例も増えてきています。押しつけではなく、「それ、良いね!」という共感の輪を広げていくことも重要です。

1) 良好な景観イメージを発信する

緑豊かな住宅地のイメージを含めた生駒の持つ多様な景観の良さを、積極的に外部に発信していくことが大切です。生駒の景観の良さをアピールすることで、市民の生駒に対する愛着や誇り、事業者のこだわりが醸成されることが期待されます。

- ・良好な景観を発信する普及・啓発のツールづくりに取り組みます
- ・広報（市報・ホームページ）、観光、産業などといった取組とも連携しながら、生駒の良好な景観のイメージの発信に取り組みます

2) 身近にできるまちのかかわり方を発信する

散歩やウォーキング、日常の清掃活動、庭や公園での花づくりなど、身近なところからまちとかかわることが景観づくりの取組への第一歩にもなります。趣味や関心に応じて楽しみながらまちにかかわる、そんな姿勢や取り組み方をいろんなツールを使って発信していくことで取組の和を広げていきます。

- ・市内で開催されている景観づくりにつながる様々な取組を情報集約し、発信していきます
- ・市民や事業者が楽しみながらまちとかかわり、共感を広げていけるような取組を促します

3) 生駒らしい景観づくりの考え方を広める

本計画で紹介した生駒らしい景観の特性や“パターン”について、市民・事業者・行政みんなが理解を深めることが大切です。また、“パターン”を使った生駒らしい景観づくりの考え方や方法について市民・事業者・行政が共有していくことが必要です。

本計画で示している“パターン”は基本的なものだけであり、さらに地域ごとの景観の詳細な読み解き作業に多くの人がかかわりながら取り組むことで、“パターン”をより充実したものとしていくことができます。

- ・“パターン”や、それらを使った工夫を分かりやすく解説し、計画・設計の手がかりとなるよう、様々な媒体を使って情報提供していきます
- ・市民・事業者が地域の景観の特徴について学ぶ機会づくりに取り組みます
- ・建築士などの専門の方と一緒に、“パターン”を理解し、さらに深めていくための機会づくりに取り組みます
- ・市民・事業者がまちなみ、建造物、樹林地、眺望点など、様々な観点から生駒の景観の良いところを探す取組を通じ、“パターン”を見出し、より充実したものとしていきます

4) 景観学習・教育を進める

小中学校をはじめ、高校や大学などでも取り組まれている地域学習や地域の人とかわる教育プログラムは、景観に対する素養を深める上でも非常に役に立つものです。また、これらの取組の成果として、子どもたちを通じて大人も景観について関心を持つきっかけとなることも期待されます。このため、子どもたちが景観について学べる機会や環境をつくっていきます。

あわせて、子どもたちだけでなく大人も様々な切り口から景観に触れ、楽しみながら景観を知り学ぶ取組を進めます。

- ・子どもたちや学生が景観について知り学ぶための景観教育に取り組むとともに、普及・啓発用のツールづくりに取り組みます
- ・景観教育に関連する市民・事業者の取組を広げます
- ・「いこま塾」「花とみどりの楽校」をはじめとして、市民・事業者が景観を知り学ぶ機会づくり（まちあるき、写真募集など）の取組を広げます

(2) モチベーションを高める

市民や事業者が、より積極的に生駒らしい景観づくりに取り組めるようにモチベーションを高めるための仕組みを整え、景観に影響を与える計画や事業がより良い景観づくりへと向かうように方向性を示すなどの仕組みを整えていきます。

1) 優れた取組を讃える

市民や事業者が元気に楽しく、またやりがいを感じながら積極的に活動していけるよう、優れた取組を讃える仕組みを整えていきます。

- ・優れた取組を表彰し周知する仕組みを整えます
- ・市民・事業者同士でも良いところを見つけ、褒めるような取組を促します

2) メリットにつながる仕組みや環境を整える

景観づくりの取組が景観形成はもとより、暮らしの充実感や経済的なメリットにつながることでモチベーションを向上させる仕組みを整えていきます。

このため、暮らしの質（QOL）を高めることにもつながる景観上の工夫を紹介したり、開発事業などにおいて、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の形成を先導する取組を周知する仕組みを整えていきます。

- ・生活環境に応じた景観づくりの工夫例を紹介するような情報発信を進めます
- ・良好な景観形成を先導する開発事業などを認定し、周知する仕組みを整えます
- ・生垣設置などまちなみ景観の向上に寄与する取組への助成の仕組みを整えます

(3) 活動の芽を育み広げる

市民・事業者が景観づくりに関する取組をより円滑に、また効果的に進められるよう、行政が取組を応援する仕組みを整えます。

1) コミュニケーションが生まれる場をつくる

個人が景観に対して関心を持ち始めた後は、まずは市民同士でわいわいがやがやと会話を楽しみながらお互いに意識を高め合い、連携のためのつながりやきっかけを育むことができる機会をつくります。

- ・現在取り組まれている井戸端会議など、様々な市民が気軽に集まって交流できる場づくりを支援します

2) 景観上価値のあるものの保全を支援する

市民や事業者が所有する建築物や樹林地など、景観上の価値があるものの保全をみんなですべて支えていくための仕組みをつくります。

- ・景観上価値のある建築物などに対して、「景観重要建造物」「景観重要樹木」などの制度を活用し、保全のための所有者の負担を軽減する仕組みを整えます
- ・「樹林地バンク」「市民の森」などの制度を活用し、樹林地の所有者と利活用をしたい市民・団体との仲介を行う仕組みを整えます

(4) 活動を充実させる

市民・事業者による景観づくりに関する取組をより充実させていくために行政が応援する仕組みを整えます。

1) 身近にできるまちとのかかわりを促す仕組みを整える

身近なところからまちとかがわる、そんなきっかけづくりや取組を促すため、必要な仕組みを整えます。

市民であれば、住環境の改善・魅力アップ、花壇・公園・樹林地の維持管理など、身近な環境を良くする取組であったり、店主であれば自分たちの商店街の通り沿いを演出する取組であったり、まちとのかかわりを促すための仕組みをつくります。

- ・地域でまちとかがわるきっかけを促す仕組みを整えます
- ・市民・事業者が市内の良好な景観に着目し、発信するような取組（例：まちあるき、写真募集など）を支援する仕組みを整えます
- ・「市民活動団体支援制度」（愛称：マイサポいこま）など、広く市民・市民活動団体がまちづくりとかがわるための仕組みを整えます

2) 技術的なアドバイスをを行う仕組みを整える

市民・事業者が建築などを行うときの景観への配慮事項や配慮方法について、技術的なアドバイスを行える仕組みをつくります。

- ・届出のときの事前相談を通じて、景観アドバイザーが技術的なアドバイスをを行う「景観まちづくり相談」などの取組を進めます
- ・建築士会などとも連携して、生駒の景観に配慮した建築物のあり方を考え、広めていくような人材の育成を支援する取組を進めます

(5) ルールづくりを支援する

地域で景観に関するルールづくりが進むよう支援する仕組みを整えます。

1) 地域の景観づくりを支援する

地域の良好な景観を守っていくためには、地域で目指すべき姿を共有し、その実現に向けて取り組んでいくことが大切です。そのための第一歩となる動きを支援したり、合意をつくっていくための支援を行います。

- ・自治会など、地域で自分たちのまちの景観を考える、はじめの一步を支援する仕組みを整えます
- ・地域での景観のルールづくりなどを行う上で、専門家を派遣するなどの学習の機会を支援する仕組みを整えます
- ・景観アドバイザーから技術的アドバイスを受けられる「景観まちづくり相談」などの取組を進めます

2) 地域のルールを担保する

地域での話し合いに基づいて景観づくりのルールを設定した場合に、合意形成の熟度や地域住民のモチベーションに応じて担保する仕組みを用意します。

- ・建築協定、景観協定、緑地協定など、市民・事業者が自らルールを守り、運用していく仕組みや、景観形成地区、地区計画など、地域住民の合意に基づき行政が担保する仕組みなどを導入します

3. 景観を守り育てる規制誘導

現在の生駒らしい良好な景観を保全し育成していくため、各種の法制度を活用して規制を導入します。

(1) 景観の大きなまとまりを守る ～地域の景観づくり～

生駒山系・矢田丘陵の山なみ、竜田川・富雄川などの川など、生駒の景観の骨格を構成している要素は「生駒らしい景観」として多くの人々が認識するものであり、引き続き保全に取り組んでいきます。また、景観の大きなまとまりとして「自然景観」「市街地景観」「田園景観」に区分し、それぞれの特徴を守るための最低限の規制を導入します。

1) 自然景観を保全する

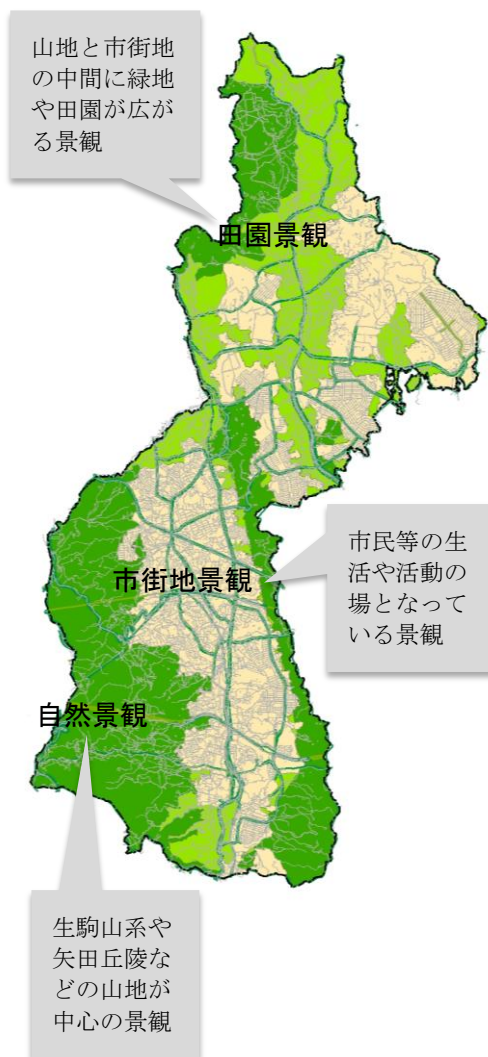
生駒山系・矢田丘陵の山なみや、竜田川・富雄川などの川が形づくる地形・流域は、生駒らしい景観の骨格として守るべきものであり、自然保全、自然公園、都市計画などの各種土地利用にかかわる法規制などを活用して保全に取り組みます。

- ・山麓部などの保全のため各種法規制を運用します（自然公園、自然環境保全地区、市街化調整区域、風致地区など）

2) まとまりに応じて保全する

住宅地、商業地、田園集落地など、景観特性のまとまりのある範囲では、特性のまとまりを意識した景観づくりを考えることが大切です。それぞれの特徴を意識し、場所に沿った景観づくりのための規制を行います。

- ・景観計画に基づき、一定規模以上の行為について、地域の特徴に沿った景観づくりについて配慮を求めます
- ・景観に大きな影響を与える屋外広告物については、県が定める屋外広告物条例に基づき規制を運用します



(2) 特色をいかした景観づくりを進める ～地区の景観づくり～

景観の特色をいかした生駒らしい魅力ある景観をつくっていくため、地区ごとの特性に沿った景観形成を誘導していきます。景観上の特色をいかした良好な景観形成の推進に取り組む必要がある地区では重点的な景観づくりのための規制を導入します。また、地域住民や事業者の合意に基づくルールを法制度として担保します。

1) 地区の景観上の特色をいかした景観づくりを進める

駅周辺などを拠点として整備が進められている地区の景観や、それらをつなぐ幹線道路などの軸の景観は、計画や事業の中で景観が形づくられるものであり、景観を意識した計画や事業のあり方を考えていく必要があります。また、事業活動・商業活動が行われる場所でもあり、それらとの調和についても考えていく必要があります。

そのため、“パターン”を参照しながら、あらかじめ景観づくりを進める上で配慮すべき事項を定めるなど、目指すべき景観づくりの方向性を示します。また、これによって地区の特徴を発信したり、ブランドとして周知するなどの効果も狙います。

- ・駅周辺などの拠点、緑に囲まれた良好な住宅地、新たに開発される大規模な開発地区、河川や池などの水辺、歴史的・文化的遺産のある地区など、景観上特色があり、良好な景観を形成する必要がある地区を「景観配慮地区」に指定し、景観づくりの方針を定めます
- ・「景観配慮地区」においては、地区の景観づくりの考え方などを分かりやすく示したパンフレットなどを作成し、理解の醸成や周知を図ります

2) 地区住民や事業者の合意に沿った景観づくりを進める

市民や事業者によって景観づくりの方向性が共有され、建築行為などに際して遵守すべきルールについて合意が形成されている場合、それらのルールを担保する仕組みを整えます。

地区住民や事業者同士が合意したルールを協定などの形で自ら運用していくことが望ましいですが、より積極的な担保を行う場合には、都市計画法や景観法に基づく仕組みも活用します。

- ・住民などが自ら合意して定めるルールを建築協定、景観協定、緑地協定など法令に基づく協定として認定します
- ・「景観配慮地区」の中で、関係住民などが合意した具体的な範囲において、景観に関するルールを定める地区を「景観形成地区」として指定します

4. 景観をつくる公共事業の実施

道路、公園、河川、公共建築物などの公共施設は、規模が大きく、長期間にわたって存在することから景観に対して与える影響が大きいものです。さらに、多くの人が利用し、目に触れる機会も多いことから景観を構成する要素として非常に重要なものです。このため、市は公共事業の主体として公共施設の整備事業を通じて先導的な景観形成を目指していきます。

(1) 市が取り組む公共事業の景観形成

公共事業は、良好な景観づくりを先導する役割を担う重要な要素であり、景観づくりの基本原則、“パターン”に則りながら、積極的にそれらを活用し、良好な景観づくりに貢献する整備を目指していくことが望まれます。

また、主要な施設整備が進展しており、今後は維持管理が中心となりますが、景観上も意識した維持管理を進め、景観の魅力の維持向上に努めていくことが必要です。

- ・行政内のほかの部局、あるいは国、県とも連携して、公共事業を実施するときに、“パターン”を使って、協議などを行う仕組みづくりに取り組みます
- ・公共事業の景観づくりにあたって配慮すべき事項をまとめたガイドラインの策定に取り組みます
- ・特に重要な公共施設については景観法に基づく景観重要公共施設としての位置付けや、景観協議会の設置を進めます

(2) 国や県が取り組む公共事業の景観形成

国や県が主体となる公共事業は、市が主体となる事業よりも規模が大きいものが多いことから、事業における景観形成についても市と同様の取組を求めています。

- ・“パターン”を使ったデザインの方法を働きかけます
- ・公共事業の景観づくりについてのガイドラインの遵守を働きかけます
- ・特に重要な公共施設については景観法に基づく景観重要公共施設としての位置付けや、景観協議会の設置を進めます

5. 景観施策の総合的な推進

景観は市民の暮らしや事業の営みが形となって表れたものであるため、様々な政策分野と関連があります。このため、景観施策のみならず、都市計画、市街地整備、都市基盤整備といった都市計画関連の施策や、環境関連施策、産業振興施策、文化振興といった生涯学習関連の施策、これらの施策にかかわる市民の活動を支援するなど関連する様々な施策と連携しながら、総合的に推進していくものとします。

- ・各種計画（総合計画、環境基本計画、緑の基本計画、フィールドミュージアム、都市計画マスタープラン、農業ビジョンなど）に定められた景観に関連する方針や施策との連携を考えながら、景観施策を推進します